議会基本条例各条文比較　整理シート 7章　議会改革の推進（検討会の設置）

| | |
|---|---|
| A<br>案 | 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会制度検討会を設置する。<br>2　前項に定めるもののほか、議会は、議案の審査、議会の運営又は市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があるときは、議決により、議員で構成する検討会を設置することができる。<br>3　第1項の議会制度検討会及び前項の検討会に関し必要な事項は、議長が別に定める |
| B<br>案 | |